令和5年度事業計画書(総括)

基本方針

公益財団法人岩手県下水道公社は、岩手県及び県内市町村の下水道行政を支援するため、下水道の普及啓発や下水道施設の管理運営等の支援事業を行い、もって県民の衛生的で快適な居住環境の改善及び公共用水域の水質保全に寄与することを目的とした定款の趣旨に順じた次の公益目的事業及び収益事業を実施する。

〇 公益目的事業

- 下水道の普及啓発事業
- 下水道施設の管理運営支援事業
- · 下水道技術者育成事業
- 下水道に関する調査研究事業
- 排水設備工事責任技術者の資格認定事業

〇 収益事業

- 下水道施設整備支援事業
- アセットマネジメント支援事業

令和5年度公益目的事業計画書

1 基本方針

令和5年度は、流域下水道施設については岩手県から、公共下水道施設については市町村から管理運営支援業務を受託し、適正かつ効率的な下水道施設の管理運営を支援するとともに、下水道に関する知識の普及・啓発及び技術研修並びに調査研究等について推進し、また、確実な排水設備の工事を実施するために必要な排水設備工事責任技術者資格を認定することとし、もって県民の衛生的で快適な居住環境の改善と公共用水域の水質保全に寄与するため、次のとおりの事業を実施する。

2 事業内容

(1) 下水道の普及啓発事業

ア 下水道の役割や重要性を一般の方々にPRするため、「下水道の 日」(9月10日)にちなんで「施設見学会」を開催すると共に、環 境教育の一環である「下水道の学習」を取り入れている小学校や 一般の施設見学の希望者に対し、見学案内等により下水道に関す る知識と関心を深める。

新型コロナウイルス感染症等の影響がある場合は、ホームページ上でイベントを開催する。

イ 水洗化率向上や下水道の仕組みや役割を理解してもらうことを 目的として、小学校から一般の方々を対象に直接出向いて行う出 前講座やオンラインによる出前講座を実施するほか、市町村等が 開催する外部のイベントへ協力する。

(2) 下水道施設の管理運営支援事業

ア 県民の衛生的で快適な居住環境の改善と公共用水域の水質保全 に寄与するため、岩手県から管理運営支援業務を受託し流域下水 道施設の適正かつ効率的な管理運営を支援する。 イ 公共下水道施設の管理運営に必要な専門職員が不足している市 町村から管理運営支援業務を受託し、公共下水道施設の適正かつ 効率的な管理運営を支援する。

(3) 下水道技術者育成事業

- ア 下水道管理者として習得しておくべき基本的な事項及び下水道 施設の設計・積算から維持管理に必要な知識・技能について、技 術研修を2回に分けて実施する。
- イ 下水道の適正かつ効率的な管理運営を行うために、市町村職員 が日本下水道事業団の「下水道研修」に参加する場合の受講料を 支援する。
- ウ 「地方公営企業会計」をテーマとして、移行した市町村及び取 組中の市町村の課題解決に向けた研修を実施するほか、研修のフ ォローアップとして個別相談会を実施する。

(4) 下水道に関する調査研究事業

カーボンニュートラルに向けて、岩手県の流域下水道施設から排出される温室効果ガスの排出量削減の可能性について検討する。

令和5年度は、下水処理場に存在する排熱の利活用をテーマとして 実施する。

(5) 排水設備工事責任技術者の資格認定事業

下水道法で規定する排水設備の設置基準や技術基準に基づき、受験講習会や更新講習会を実施し、排水設備工事責任技術者の資格を認定する。

令和5年度収益事業計画書

1 基本方針

本県の下水道整備を促進するため、下水道に関する技術支援が必要な 県及び市町村に対し、下水道施設の設計、積算及び現場監督補助等を行 うとともに、自然災害等により被災した県及び市町村に対して、災害復 旧・復興のための支援業務を実施する。

また、下水道施設の適正かつ効率的な運用を支援するため、市町村に対し下水道施設の長寿命化計画の策定を支援することとし、次のとおり事業を実施する。

2 事業内容

(1) 下水道施設整備支援事業

県及び市町村が施工する下水道工事に係る設計、積算及び現場監督 補助等の業務を受託し、技術支援を行うとともに、自然災害等が発生 した場合には、災害復旧のための技術支援を行う。

(2) アセットマネジメント支援事業

公共下水道施設のストックマネジメント計画策定の支援業務や設備管理システムへ設備の基本情報を入力する業務を市町村から受託 し、技術支援を行う。

令和5年度管理部門事業計画書

1 職員研修

(1) 基本研修

職員の職務と責任の度に応じて必要となる知識及び技能の習得を図ることを目的に、岩手県立産業技術短期大学校主催の能力開発セミナーを受講する。

(2) 専門研修

各種法令に基づく資格者の育成を目的とした研修、技術や知識の習得を目的とした外部の研修を受講する。

(3) 社内研修

職員の資質向上と情報共有・情報交換を図ることを目的に社内研修 を実施する。

2 職員採用

令和6年度採用の職員(電気職)を募集し、組織体制の強化を図る。

3 東北下水道公社連絡協議会

第36回東北下水道公社連絡会議を当公社が当番県として開催し、課題の共有と情報交換を図る。

※参加公社等: 4公社等

4 新型コロナウイルス感染症対策

公社職員の健康を守り、また公社事業を継続させるため、感染防止対策等を引続き実施する。